

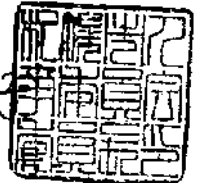
札幌市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年1月29日

札幌市人事委員会

委員長 祖田井 里重

札幌市人事委員会規則第 /



札幌市職員初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

札幌市職員初任給調整手当支給規則（昭和47年人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前			改正後		
別表			別表		
職の区分 期間の区分	子ども発達支援 総合センターに 置かれる職	子ども発達支援総 合センターに置か れる職以外の職	職の区分 期間の区分	子ども発達支援 総合センターに 置かれる職	子ども発達支援総 合センターに置か れる職以外の職
	円	円		円	円

改正前			改正後		
16年未満	<u>310,000</u>	<u>252,400</u>	16年未満	<u>310,800</u>	<u>253,100</u>
16年以上17年未満	<u>306,700</u>	<u>249,800</u>	16年以上17年未満	<u>307,500</u>	<u>250,500</u>
17年以上18年未満	<u>303,400</u>	<u>247,200</u>	17年以上18年未満	<u>304,200</u>	<u>247,900</u>
18年以上19年未満	<u>300,100</u>	<u>244,600</u>	18年以上19年未満	<u>300,900</u>	<u>245,300</u>
19年以上20年未満	<u>296,800</u>	<u>242,000</u>	19年以上20年未満	<u>297,600</u>	<u>242,700</u>
20年以上21年未満	<u>293,500</u>	<u>239,400</u>	20年以上21年未満	<u>294,300</u>	<u>240,100</u>
21年以上22年未満	<u>281,500</u>	<u>228,700</u>	21年以上22年未満	<u>283,300</u>	<u>230,500</u>
22年以上23年未満	<u>268,000</u>	<u>217,200</u>	22年以上23年未満	<u>271,300</u>	<u>219,900</u>
23年以上24年未満	<u>254,500</u>	<u>205,700</u>	23年以上24年未満	<u>258,800</u>	<u>208,900</u>
24年以上25年未満	<u>241,000</u>	<u>194,200</u>	24年以上25年未満	<u>246,300</u>	<u>197,900</u>
25年以上26年未満	<u>227,500</u>	<u>182,700</u>	25年以上26年未満	<u>233,800</u>	<u>186,900</u>
26年以上27年未満	<u>210,500</u>	<u>168,700</u>	26年以上27年未満	<u>218,300</u>	<u>173,500</u>
27年以上28年未満	<u>193,500</u>	<u>154,700</u>	27年以上28年未満	<u>202,800</u>	<u>160,100</u>
28年以上29年未満	<u>176,500</u>	<u>140,700</u>	28年以上29年未満	<u>187,300</u>	<u>146,700</u>
29年以上30年未満	<u>159,500</u>	<u>126,400</u>	29年以上30年未満	<u>171,800</u>	<u>133,300</u>

改正前			改正後		
30年以上31年未満	<u>142,000</u>	<u>111,900</u>	30年以上31年未満	<u>155,300</u>	<u>119,300</u>
31年以上32年未満	<u>124,500</u>	<u>97,400</u>	31年以上32年未満	<u>138,800</u>	<u>105,300</u>
32年以上33年未満	<u>107,000</u>	<u>82,200</u>	32年以上33年未満	<u>122,300</u>	<u>90,500</u>
33年以上34年未満	<u>87,000</u>	<u>64,200</u>	33年以上34年未満	<u>104,300</u>	<u>74,000</u>
34年以上35年未満	<u>67,000</u>	<u>46,200</u>	34年以上35年未満	<u>86,300</u>	<u>57,500</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。